

日 時：平成19年12月6日（木）13:30～16:30
場 所：札幌サンプラザ 金枝の間

～安全な農産物を食卓へ～
「GAP手法に関する意見交換会」

議 事 録

—最終版—

「GAP手法に関する意見交換会」

〔GAP手法についての情報提供〕

1. 「GAP手法（農業生産工程管理手法）の導入・推進について」
北海道農政事務所消費・安全部安全管理課農産安全第1係長 森下 浩司
2. 「GAP手法の取組状況について」
JAふらのレタス生産部会 岡本 俊 氏
3. 「GAP手法の取組状況について」
（株）マルタ代表取締役社長 佐伯 昌彦 氏
4. 「食品事業者から見たGAP手法について」
コープさっぽろ農産物宅配チーフバイヤー 田中 宏人 氏

〔パネルディスカッション・意見交換〕

（パネリスト）

- 生産者 JAふらのレタス生産部会 岡本 俊 氏
- 生産者 （株）マルタ代表取締役社長 佐伯 昌彦 氏
- 食品事業者 コープさっぽろ農産物宅配チーフバイヤー 田中 宏人 氏
- 消費者 北海道消費者協会商品テスト部長 河道前伸子 氏
- 北海道農政部食の安全推進局農産振興課主幹 椿谷 信雄
- 北海道農政事務所消費・安全部安全管理課農産安全第1係長 森下 浩司
- （コーディネーター）
- 北海道農政事務所消費・安全部消費生活課長 横野 行夫

（出席者数：一般157名、マスコミ関係者5名）

〔開 会〕

○司会（北海道農政事務所 横野消費生活課長）

定刻でございますので開会させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中ご出席頂きましてありがとうございます。ただ今から「安全な農産物を食卓へ～GAP手法に関する意見交換会」を開催したいと思っております。

私は、本日の進行役を務めます農林水産省北海道農政事務所消費・安全部消費生活課の横野と申します。よろしく願いいたします。

本日の意見交換会は、農林水産省北海道農政事務所と北海道の主催で開催するものでございます。はじめに、主催者を代表しまして農林水産省北海道農政事務所長の後藤からご挨拶を申し上げます。

〔挨拶〕

○北海道農政事務所 後藤所長

北海道農政事務所の後藤でございます。

本日は大変お忙しい中、「安全な農産物を食卓へ」と題しました「GAP手法に関する意見交換会」に、消費者・生産者・食品事業者・地方公共団体をはじめと致しまして多数の皆様のご参加を頂き、主催者を代表いたしまして心から御礼を申し上げます。また、パネリストの皆さんには年末の大変お忙しい中、快くご出席をお引き受けいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本日の意見交換会は、GAP手法がテーマとなっておりますが、このGAP手法については、以前、「適正農業規範」と称しておりました。最近になりまして、「農業生産工程管理手法」と言っており、農業者自らが農作業の点検項目を決定したうえで、記録・点検・評価を行うという一連の生産工程の管理手法を意味しております。

GAP手法は、農産物の安全性の確保のみならず、環境の保全、農産物の品質向上、あるいは、労働安全の確保などに有効な手法とされているところでございます。このため、農林水産省では、「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づきまして、農産物のリスク管理を目的とする食品安全のための「GAP策定普及マニュアル」を、また、環境保全を目的とします「農業環境規範」を策定いたしまして、その普及に取り組んできたところでございます。一方、民間におきましては、JAグループによる生産履歴記帳運動、日本GAP協会による国際水準を視野に入れたGAP手法の普及等の取組が行われているところでございます。しかしながら、これまでの取組は、各々の取組主体が、それぞれの目的ごとに別々に推進を図ってきたことから、総合的なGAP手法に取り組んでいる産地や農業者の数が少ないという現状にあります。また、GAP手法に対する理解について必ずしも十分なものとはなっておりません。国としましては、このような状況を改善し、GAP手法の更なる普及を図るため、食料・農業・農村政策推進本部で決定いたしました「21世紀新農政2007」におきまして、GAP導入の数値目標を掲げ、積極的に推進することとしたところでございます。これらの状況から、本日の意見交換会では、GAP手法に関わる施策や取組につきまして行政・生産者・食品事業者

の方々から情報提供を行った後、消費者の方も交えるなかで、「GAP手法をどのように推進していくべきか」につきまして、パネルディスカッションを行うこととしているところでございます。

本日の意見交換会が各方面の皆様からの幅広い情報提供と意見交換の場となり、GAP手法に対する問題意識の共有、相互理解に繋がっていくことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【GAP手法についての情報提供】

○司会

本日の進行についてご説明申し上げます。

議事次第をご覧頂きたいと思っております。本日の意見交換に先立ちまして、GAP手法について、4名の方から全体で1時間20分程度の情報提供をいただきます。その後、10分間の休憩を取り、15時10分を目途に生産から消費まで各段階の関係者を交えたパネルディスカッションを実施し、その後、会場に参加いただいている皆様方との意見交換を行いたいと思っております。

なお、終了は16時を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、GAP手法についての情報提供に移りたいと思っております。

まず最初に、「GAP手法（農業生産工程管理手法）の導入・推進について」農林水産省北海道農政事務所消費・安全部安全管理課の森下浩司農産安全第1係長から説明いたします。その前に、資料の訂正をお願いします。お手元に参考配布しております「さあ始めましょう農業の工程管理のすすめ」というパンフレットの第4面において「入門GAP」と表現されていますが、「基礎GAP」へ訂正をお願いいたします。

それでは、森下係長よろしくお願い申し上げます。

○北海道農政事務所消費・安全部安全管理課 森下農産安全第1係長

農林水産省北海道農政事務所の森下と申します。よろしくお願い申し上げます。

「GAP手法の導入・推進について」ということですが、まず、このGAPという言葉についてであります。これは、英語の「Good Agricultural Practice」と言うそれぞれの単語の頭文字を取った略語でございます。直訳をすれば「良い農業を実践する」というふうに訳することができます。当初、農林水産省では、このGAPにつきましては「適正農業規範」というふうに言っておりましたが、規範と言いますと、どうしても一定のルールであるとか、何か守らなければいけないものであるといったようなニュアンスが強いものですから、現在は、それよりも農作業等の各工程を一つ一つ管理をする道具（ツール）といったようなことから、「農業生産工程管理手法」というふうに名称を変えてございます。

現時点で、GAPにつきましては認知度が低い状況にありまして、また、GAPを実践している農家ですとか産地というものも限定的な状況にございます。そこでGAP手

法を実践する農家ですとか、産地の方にとっては、言うまでもございませんけれども、流通部門、消費者の方にも、是非、GAPというものを知って欲しいというふうに思っているところでございます。

そこで、本日の内容ですけれども、まず、「GAPとは」ということで「考え方」、「国際的な動向」、「農林水産省の取組」、「国としての支援」といった部分をご説明申し上げます。

GAP手法の目的ですけれども、記載の通り農業者自らが農産物の安全確保、環境の保全、または、労働者の安全確保、更には品質の向上等もそうですけれども、これらの様々な目的を達成するために実践する。これが、農業生産工程管理手法ということになります。それぞれが作付けする作物、地域の状況、こういったものによって目的が変わって参ります。また、農家の方ですとか、産地の目指す方向によっても、この目的というのは変化をしていくということでございます。いずれに致しましても、それらの目的を達成するために実践をするということが可能であります。

こちらの図はGAP手法の流れを示したものでございますけれども、①計画（Plan）②実践（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し・改善（Action）という一連の流れで、GAP手法は、これら①から④の四つの取組を繰り返すということでございます。一般的には、それぞれの英語の頭文字P・D・C・Aという部分をとってPDCAサイクルというふうに呼ばれております。

このPDCAサイクルについて具体的に説明させていただきますけれども、①の計画の部分においては、目指す目的に応じて各作業工程ごとにどのような点に注意をすべきかということについて先ずは整理をします。このときに計画した内容、点検項目ですけれども、これを確実に実践したかどうかという部分につきまして、次の②実践ですけれども、ここで確認するために点検項目を実践したかを簡単にチェックすることができるチェックシートというものをあらかじめ作成しておけば、実践の有無の確認というのはスムーズに行うことができます。②の実践ですけれども、①で計画しましたチェック項目にもとづきまして実際に農作業を実践いたします。そして確認のためにチェックリストを用いて記録をすることが、次の③、④において重要となってきます。③の点検・評価では、記録したチェック項目を確認しながら確実に実践したかどうかという部分を確認していきます。日々農作業を行う上で気が付いた問題点ですとか、収穫した農産物の安全性、品質面で問題になったことなどの分析を行い、あらかじめ計画をした点検項目の改善点を見出して参ります。④の見直し・改善では、③で明らかになりました問題点を克服するために点検項目を見直し、チェックリストの改善を図って次の作物の栽培・管理に生かしていく。これが通常、農家の方々は頭の中で考えて実践をされているということなんですけれども、紙で整理をして記録を残し、その記録にもとづいて改善をしていく。この一連の流れというものでございます。これら①から④までの取組を繰り返してレベルアップしていくことで、自らの営農をより良く改善をしていく。この取組自体がGAPでございます。また、これは産地全体としても取り組むことが可能でございます。

よく、「〇〇農法を実践しているから、GAP手法に取り組まなくても良いんでしょうか」といったようなご質問を受ける場合がありますけれども、農法には有機農業、環

環境保全型農業、アイガモ農法などいろいろなものがございますけれども、GAP手法は、これらの農法と決して相対立するものではございませんで、それらいろいろな農法が目指す目的を効率的に支えるツールというものでございます。GAP手法は、その目的に応じた点検項目というものを設定することによりまして、どんな農法にも活用することができます。

こちらのスライドは有機農業における実践のイメージということで耕起・整地から防除まで、それぞれの農作業のステージごとの部分で注意すべき点等を示したものでございますけれども、このように各ステージでどのような農作業が必要なのかと言う部分を整理いたしまして、確実に実践していくというこの考え方がGAPということになります。お手元に配布いたしました資料の最後の方に記録の点検にもとづく問題の改善という部分までを記述いたしました有機農業における実践のイメージというのを添付してありますので、詳しくは後ほどご覧になっていただければと思います。

次に、「GAPは何を目指すのか」ということなんですけれども、農家ですとか、産地の方が栽培・収穫した農産物について、購入する食品事業者ですとか、消費者との信頼を確保するといったことが、農家、産地の目指す究極の目的であろうと思っております。この信頼なくしては、継続して購入してもらおうということもいかないでしょうし、特に安全面での信頼性の確保は重要と考えているところでございます。この信頼性の確保には、農産物を単純に分析検査するというだけでは対応することはできません。この検査には、多くの時間なりコストがかかることや、通常はサンプリング検査が行われておりますので、統計上、どうしても一定の割合となり、たとえ違反品があったとしても見逃してしまうということが避けられないという状況にございます。また、すべての農産物を分析検査しているという状況にないものですから、農産物それぞれ個々のものをすべて保証するということができないということになります。そこで、農産物の安全確保については、収穫をした農産物の検査を行うという、これは結果管理と言いますけれども、これよりも栽培過程ですとか、畑の段階で農産物の安全性を確保するように留意をしながら農作業を行うということ、これ即ち工程管理ということなんですけれども、この方法が一番効果的な方法であります。農産物の安全確保ですとか、環境保全等についてGAP手法を通じて効果的に達成することで農家や食品事業者の信頼性の確保につながって参ります。

次に、これは国際的な動向ということで民間における取組例ですが、GLOBAL GAPは今年の9月に、以前のEUROPE GAPから名称変更されております。民間の小売業組合が中心となりまして作成・運営されております。食品安全ですとか環境保全、農作業安全といった各種法令等の遵守ですとか、すべての作業における留意点という部分につきまして、重要管理点として作成・公表されております。この重要管理点については、きちんと守られているかどうかといった部分について認証制度というものも有しているところでございます。

イギリスにおける小売業の状況なんですけれども、上位10社の占拠率が60%以上であったということで非常に高かったことから、GLOBAL GAPの取組が普及しやすい環境にあったということが言えます。農産物の取引に当たってGLOBAL GAPへの取組、認証を求めるか否かは、食品事業者の判断ということで1つの例でございま

すが、「テスコ」これはEU内の大手の量販店ですけれども、国によって要求度が異なるということでイギリスではGLOBAL GAPの認証を要求しております。チェコでは認証を推奨しているという状況でございます、GLOBAL GAPの普及に応じた対応をしているということでございます。

ヨーロッパ以外の国ですけれども、中国では、チャイナGAPというものに取り組んでいるというふうに聞いております。これは、GLOBAL GAPをもとに作成したものであるということでもありますので、今後、脅威になってくるのではないかとというふうに思います。

このように、今やGAPの実践というのは世界の潮流でありまして日本だけが遅れるわけにはいかないという状況でございます。

こちらの表は、GLOBAL GAPの認証件数、数字的には昨年12月現在です。若干、古いデータですが、農家・農家グループを合わせて約5万9千件、EU域内で約4万7千件、EU域外でも約1万3千件が認証を取得しているということから、相当数普及をしているということがうかがえます。点線内は、その他の国での認証の取得状況を表しています。日本においても5件、GLOBAL GAPの認証を取得している状況でございます。

次に農林水産省の取組、更には支援の部分についてご説明したいと思います。

こちらは、平成15年に食品安全委員会が「食の安全性に関する意識調査」ということで、消費者は、食品の生産から消費までのうち、どの段階で不安を感じているかということについての結果なんですけれども、約80%の方が生産段階と答えている状況でございます、「生産段階で農産物がどのように栽培されているのか」といったことに消費者は不安を持っているということがわかります。この生産段階に対する不安を払拭するには、農家ですとか産地がGAP手法というものを導入いたしまして、農作業をきちんと管理をしているということを消費者の方にアピールしていくことが必要であると思います。

農林水産省の取組方針であります。現状はGAPの認知度も低く、また、GAP手法に取り組んでいる産地、農業者が限られている状況にあることから、取組にあたっては、全ての販売農家、産地の関係者にGAPの考え方を普及していくことを目指しております。その際には、パンフレットですとか、基礎GAPというものを活用していくこととしております。目標では、平成23年度までに2千産地、この2千産地は、国が関与をして産地改革に取り組んでいる産地が中心ですけれども、この産地においてGAP手法を普及・導入していくこととしております。

農林水産省としてのGAP手法の導入・推進に向けた施策であります。情報交換・普及啓発・実践支援が三本柱となっております。情報交換の部分では、農林水産省ホームページに専用コーナーを開設しており、普及啓発についてはパンフレットなり、基礎GAPの作成、公表をしています。また、「GAP手法導入・推進会議」を開催しているところでございます。実践支援の部分では現在、「GAP手法・導入基本マニュアル（仮称）」を作成中ですが、マニュアルの作成ということや、普及指導員を対象とした研修、更には、「食の安全・安心確保交付金」による実証産地への支援といったことを進めているところでございます。

基礎GAPの構成ということですが、お手元の方にカラー刷りで基礎GAPの資料を配布してございますので、そちらを見ていただければと思います。この基礎GAPはGAP手法に親しんでもらうために作成したものでございまして、GAPの考え方を知らない方ですとか、どう取り組んで良いのかわからないといった方向けに作った入門者向けでありまして、現在、米、麦、大豆、施設野菜、路地野菜、果樹、花といった7品目について作成をしております。今後、作物については順次追加をしていく予定でございます。一つの品目ごとに重要な概ね20個の点検項目というものを提示してございまして、表紙の裏には構成と活用方法について記載をしているところでございます。

点検項目については時系列毎に土作りの準備から始まりまして、育苗、栽培管理、集荷に至るまでの全ての工程ごとに点検項目をまとめてございます。点検項目は、三段階あり、まず、農薬取締法などの法律を守るために必要な項目と農林水産省が推進しています農業環境規範に必要な項目ということになっております。例えば1ページの③にありますけれども、堆肥を活用した土作りですとか、3ページの②にありますように農薬の使用方法などがそれにあたります。それから、重要項目については作物毎に設定されています。こちら例えば1ページ④の方に食中毒の原因となる病原微生物対策ですとか、2ページの⑤の重金属による汚染防止といったことなどがそれにあたります。農業を営む上で必要な点検項目ということになってございます。3ページの①にあるような種子の購入伝票の保管ということなどがそれにあたります。この基礎GAPに取り組む際には、点検項目につきまして削除なり追加をしていただいて農家や産地、が目指す方向を考慮して使い勝手の良い内容に改善をしていっていただくことが必要でありまして、この点がGAP手法では一番重要な点になります。

「GAP手法・導入推進会議」についてでございますけれども、GAP手法の導入・推進に係る国の取組方針について周知をするとともに、情報共有ですとか意見交換を通じまして国全体としてGAP手法の導入・推進を図っていくことを目的とし、スライドに記載の方々を委員と致しまして本年6月に立ち上げられているものでございます。会議の資料、議事録につきましては、農林水産省のHPで公表してございますのでご覧になっていただくことが可能となっております。

「普及指導員を対象とした研修会」については、農家や産地の段階でGAP手法に取り組む際、身近に相談をできる方がいらっしゃるということが非常に重要であり、普段から農家の方々に栽培指導などを行っている普及指導員さんが最適であろうというふうに考えているところでございます。農林水産省としては、普及指導員を対象として年に2回、記載の通りの中身で研修会を開催しているところでございます。この研修を受講された普及指導員の方が地元において、そのほかの普及指導員ですとか、指導者の方に伝達をしていただければ広まっていくということを期待しているところでございます。

「ブロック別の意見交換会」については、今日のような意見交換会でございます。GAPを実践するというのは、農業者の皆さんに止まらず流通サイドなり消費者の皆さんにも知っていただきたいということで開催しているところでございます。

GAP手法に取り組む産地に対しましては、「食の安全・安心確保交付金」による国の支援を行っておりまして、スライドにあるようなことに対しましも交付が可能となっているところでございます。昨年度は、約80ほどGAPに取り組む産地において交付

金の活用があったという状況でございます。今後においても、GAP手法に取り組むところにあっては、積極的に活用していただければと思っております。

次は、GAPに取り組むメリットの例をまとめたものでございます。GAPは有機農業といったいろいろな農法に活用できるツールとの説明をさせていただきましたが、スライドにあるようなメリットがございます。あらかじめ計画を立てることで、更にはその記録を見直すことによりまして、労働力ですとか資材の有効活用ができてコスト低減にもつながっていくといった経営改善の部分、各作業毎に工程を管理することによって品質のばらつきが少なくなったり異物混入が少なくなるといった品質の向上の部分、農産物を買う流通ですとか食品加工業者のニーズに対応した工程管理というものを行うことによりまして、取引がスムーズになったり新たな売り先が確保できるといった事業者連携の部分、安全確保の部分につきましては農産物というのはどうしても植物でありますので土や水や空気などからも有害な化学物質を吸収するというものでありますけれども、収穫した農産物をいくら検査しても吸収低減ということには繋がっては参りません。その吸収を低くするという部分があり、ことについては工程管理の実践でしか対応できないというものでございます。

先ほどの安全確保のメリットの部分につきまして、もう少し詳しく説明いたしますけれども、農産物に含まれている汚染物質の濃度というのは均一ではなくて、まちまちでございます。グラフにすれば、直線ではなくて分布曲線というものになります。何も工程管理を行っていない場合につきましては左側のグラフ、なお、このグラフはイメージ図ということでご理解いただきたいと思っております。基準値があるとすれば、その基準値を超えるものについては市場から取り除きますけれども、工程管理をしなければこのグラフの形というのはいつまでも変わらないという状況になります。また、基準値を超える検査はサンプル検査ため、先ほども話をしましたけれども統計学上どうしても一定の割合で見逃す可能性があります。そこで、汚染物質の吸収を抑制するような点検項目を設けて実践しますと汚染物質の濃度は低くなってグラフは左へ移行します。右側のグラフのとおりです。それによりまして、廃棄が少なくなったり、この部分については農家ですとか産地のメリットですけれども、また、汚染濃度が全体的に低くなり、食品として食べる消費者が汚染物質を摂取するというのも低くなることから消費者のメリットになるということでございます。

以上、ご説明をさせていただきましたけれども、GAP手法とはなにかということをご多量なりともご理解いただければ幸いです。

これで私からの説明は終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

次に、「GAP手法の取組状況について」GAP実践農業者、JAふらのレタス生産部会の元部会長であります岡本俊様から説明していただきたいと思っております。岡本様は、富良野市議会議員も務められております。では、岡本様よろしくお願いたします。

○JAふらのレタス生産部会 岡本 俊 氏

皆さんご苦労様です。ただ今紹介していただきました岡本です。

富良野のレタスの歴史は昭和53年からあって、一時は北海道で生産量が1位になったこともございますが、今は、4名の生産者で大体37haの耕作をしております。ピーク時には100戸以上の生産者がいましたが、いろいろな事情でこういう状況に至っております。このような状況であるからこそ、GAPに取り組めたというふうにも思っているところでございます。

私がGAPに取り組むきっかけになったのは、農林水産省のHPを見たことにありました。この中では、ヨーロッパにおけるGAPの報告というところがあって、それをずっと読んでいました。その後、岡山に子供が住んでいるということで、岡山に行きましたが、子供の住んでいる場所の真向かいに大手のスーパーがありました。私も農業を営んでいることから、そのスーパーがどのような品揃えとなっているのかを見ることにしました。そのなかで、中国産の野菜のコーナーがあってブロッコリーが山のようにありました。この一つ一つのブロッコリーにはタグが付いており、「中国で作っています」、「HACCP基準」、「SQF2000」でやっていますと書かれていました。このブロッコリーは、中国で作っていて輸入元がドールで、売られているのは日本国内ということです。GAPに関する農林水産省のHPを見て、報告書を読んで、その後、このタグを見て驚いたというのが実態でした。1個の小さなブロッコリーが国際基準で動いている。話ではこういうことを聞いていましたが、富良野ではなかなかそういうことを感じ取れるようなスーパーはないし、店にもおかれていない。むしろ地元の農産物を大切にしているという地域ですから。このような都会における農産物の流通の状況を垣間見て、本当に一瞬の焦りを感じたわけです。そういうことと同時に、自分自身が農業をやりながら、どうやってこれからの農業を継続していけば良いのかということをおもいました。富良野で農業が始まって100年ぐらいの短い期間ですから、どういうふうに物事を進めていったら良いのか。次の世代に農業をどうやって継いでもらったら良いのかということをおもひながらいたわけです。

GAPに関して、いろいろなことを取り組んでみて思ったことは、「安全は生産者の義務である」、「安心は消費者の権利ではないか」、これを我々生産者がしっかりと認識しないといけないのではないかと感じております。昨今、中国産農産物への不信感、食品偽装問題だとか、これを私たち自身が「対岸の火事と思ってはいけないのではないか」というふうに感じております。ですからこれは、北海道農業に対する信頼感を含めて揺らいでいる。それを自ら払拭する必要性がいま求められているのかなということを改めて思っているわけです。少なくともGAPの精神というのは、生産者の安全性の義務をどう果たすかの一つの手法として「ポジティブリスト」プラスこういう発想が求められているのではないかと感じております。

農業をやっていて、いつも思うんです。「消費者と農家は近くなければいけない」、「顔の見える関係だ」。そう言いつつ、我々の思いはできた農産物に託すしかないんです。それは、「美味しい」だとか「新鮮」だとか、いろいろな思いで消費者の皆さんに届ける。それをどう努力するかというのが農家の一つの考えではないかと私は思ってきました。いま、そういう思いを形に表すことが必要ではないかと感じております。そして、生産者と消費者との距離を埋める一つの手法にならないものかなと強く感じており

ます。私どものそういう思いが消費者の皆さんに繋がって、恐らく多くの消費者の皆さんは、「国内産は安全だ」、「北海道の農産物は安全だ」というイメージを持っているのではないかと思います。ある部分では性善説かもしれません。その性善説を我々が、しっかり証明する根拠を示すことが求められているのではないかというふうに思っています。

いま、WTOとかいろいろな要因による外圧、あるいはグローバル化の中での農業にあります。私たちも、「北海道の農業、日本の農業は安心です」ということをしっかりと見つめなければならぬのではないかと思います。それが、日本全体の、ひいては私自身の農業の持続性に繋がるのではないかと考えているところでございます。

次に、穀物自給率は27%、食料自給率は39%まで低下し、その要因にはいろいろあるというふうに思います。本日は農林水産省の企画で開催されておりますが、WTO、FTAに対するしっかりした方針を立ててもらいたいと思っております。少なくとも韓国は、WTOに加盟して何をやったかといったら、国内の農業に「施設園芸をやりなさい」、「国はお金を出します」、「その売り先は日本ですよ」といって日本をターゲットに国内農業を守ったわけです。その煽りを我々は食っている状況です。それでは、「日本の農政にそれだけの戦略・戦術があったのかな」と、いま思っています。ですから、それに対抗する一つの方法として、GAPということを実証していくことを我々は努力していかなければならないということ強く思っているところでございます。

富良野市における安全・安心への取組では、JAふらのを中心にエコフードの取組ということで、栽培履歴や全作物の記帳を実施しております。私どもがJAに出す場合は、栽培履歴を出さないと受け取ってくれない。栽培履歴を出さなければ、JAから出してくださいということになります。また、富良野には多くの青果業者がありますが、青果業者の皆さんも同じようなスタンスです。富良野の青果業者の皆さんも例えば人参を抜いたときに栽培履歴を出さないと持っていかれないということで、そういう環境が富良野全体にあるということも、私がGAPに取り組んで幸せだなと感じているところです。

レタス研究会としては、普及センターと連携しながら、平成13年度から、ビタミンだとか硝酸だとかそういうものをデータとして持って、それを是非多くの人に知ってもらいたいという思いも底辺にありました。もう一つは、富良野市全体が農産物の安全性に取り組む支援をしていたということもあります。また、農産物の肥料の袋だとかビニールだとかを処理するときには、マニフェストの用紙を農協にもらいに行き書き込みをしてそれを持っていかないと産廃業者は受け取らないというシステムが古くから出来上がっている。そういう環境もGAPに取り組みやすい土壌としてあったのではないかと思います。

私たちレタス農家としては、継続出荷だとか栽培計画に基づいた持続的な出荷、そして品質の向上ということと同時に、内部品質の調査を継続的にやるなど、そういうことをやりながら、4農家の奥さん共々GAPの勉強会をやったり、消費者に安全・安心を届けようと家族で確認しながら、「GAPとは何か」からスタートして、その後も試行錯誤の中で、普及センター・行政・JAも含めて協力をいただきながら、今まで進んでいるところです。部会としては背伸びをせず、できることから始めようということで、

まず、チェックリストの策定の作業に取り掛かってみました。基本的には、先ほどお話ししたとおり、JAふらのの生産履歴の記帳でカバーできない部分、新たな危害要因ということですから、レタスの場合は苗に水を掛けますので、大腸菌検査、土壌検査だとか、そういう部分をプラスしました。生産履歴では、「何月何日に肥料をどれだけまいた」、「何月何日に農薬をどれだけまいた」ということが行われており、それ以外に危害要因を排除するという視点で作りました。資料に掲載されているのは、去年のGAPのチェックリスト、管理台帳です。このチェック項目には毎日手を洗うとかいろいろなチェック項目を取り入れながらやっているところです。働いている皆さんの衛生管理も含めてこのなかでやっております。

具体的にはこのような形で毎日チェックをしながらやっております。ですから、「ダンプボールへのホコリをどう防いでいるのか」、「このホコリを防ぐためにシートを覆う」など、そういうことをやっているのかどうかについてのチェック項目を作りました。

「ふらの露地レタス独自ジー・エー・ピー」の特徴では、残留農薬のクリアの徹底、レタス内部の危害要因の点検、環境への配慮、第三者による取り組みへのアドバイス、看板の設置があげられます。

残留農薬の基準を守るということでは、先ほど言ったとおり、履歴をやるということと同時に、それぞれ農薬庫を持っておりますので、私の場合は農薬庫にノートをぶら下げて、「何月何日に農薬を使いました」、「何袋使いました」と記入しており、子供は子供で防除するときに子供の使った農薬の量などをノートに書き込むようにしております。そういうような形で農薬はいつまいたのか、間違っていたことはないのかを自分自身でチェックできるようにやっております。

レタス内部の危害要因の点検では、先ほど言った硝酸態窒素濃度をずっと点検・検査しました。これは何故かというと、まだ、硝酸態窒素の含有基準というのは国内ではないと記憶しております。平成13年の時にヨーロッパ基準を適用させていただきました。2000ppm以下というのが基準だったので、富良野を調べると1000ppm以下ということもあったり、ビタミンCも他の基準をクリアしている。これを何とか世に出したいと生産者の皆さんもずっと思いながらやってきたということが、GAPに取り組む要因の一つでございました。

環境への配慮では、土壌検査をしながら施肥をしております。

第三者による取り組みへのアドバイスということで、富良野の消費者協会、栄養士、保険師の皆さんで委員会を作っていただきました。そして、衛生管理や作業現場、作業を実際に見ていただくなかで意見をもらっております。

資料にある「GAP実践ほ場」の写真は、今の会長のところに立っている看板です。また、次の写真は、レタス収穫後のほ場です。次が作業中の畑です。

そういうことで、我々2年間の経験ですが、JA等含めてご意見を頂いておりますので、ご覧頂きたいと思えます。「記帳を継続してもらいたい」ということと「継続的安定出荷をすることにより、外部からの評価が得られるだろう」ということであります。決して富良野のレタスが流通段階で「GAPで生産しています」ということはうたって出荷しているわけではありません。あくまでも、生産者の今の努力というふうにご理解いただきたいと思います。

普及センターからのご意見ですが、作業日誌の記録についての意欲の個人差、継続実施に関することとなっており、意欲・モチベーションの維持がなかなか大変だと思います。会長に言わせれば、「夜お酒を飲む時間がない」、「このような作業をやってみるのは大変だ」という声もあるのは事実であります。

次に第三者委員会のご意見であります、「整理整頓された作業庫や収穫作業を実際に見て安心できます」という評価をいただいております。もう一つは、「野菜を扱う際、刃物と土物を区別して扱うなど注意してください」ということでもあります。

部会員というか仲間の声ですが、「チェックリストへ記録する内容が重複していたことから改善が必要でないか」という声があります。もう一つは、「衛生管理を意識した中で、農作業を行うようになった」との声もありますし、「出荷先からGAPの記帳を求められていないので、ややもすると怠け心が起きてしまうのではないか」ということや、「続けるということに苦勞した」と出されています。やはり、努力が価格や流通で評価されれば、こういうことは克服できるのではないかと私は思っているところです。

私たちが、次の取組として考えているのは、来年に向けて「どのようにして、このGAPを取り組むのか」ということでもあります。もう一つは、富良野は玉葱の大産地でございますので、こういう制度を他の品目にも広げることによって、それぞれの農家が注意することとなり、「富良野全体の農業に対する規範が高まるのではないか」、そのようなことを思いながら、他のグループにも持ちかけていきたいと思っております。

「GAPを広めるためにどうしたら良いのか」について、いま、富良野はレタス研究会だけの取り組みですから、レベルアップしながらやっていかなければならないと考えますし、何とかプラスアルファで肩の荷が下りた方法はないのかなとの思いであります。

なかなか道は遠いなと思っております。以上でございます。

○司会

岡本様ありがとうございました。

続きまして、GAP手法の取り組み状況について、こちらは、JA洞爺湖でのGAP実践農業者の立場から、株式会社マルタ代表取締役社長の佐伯昌彦様からご説明をお願いしたいと思います。佐伯様どうかよろしく願いいたします。

○(株)マルタ代表取締役社長 佐伯昌彦氏

それでは、私の方から説明させていただきます。多少時間が押しており、圧縮して説明させていただきますので早口になるかもしれませんがよろしくお願いいたします。

私自身、株式会社マルタの代表やっておりますが、洞爺湖町というところで農業生産もしております。主にミニトマト、トマト、セロリ、さくらんぼとかイチゴの観光農園、あとは直売所なんかでいろいろな野菜を売っています。ミニトマトは有機認証を取っております、そういった管理に対しては、比較的早くから管理の手法を導入していたところです。

株式会社マルタの概要を説明いたします。

約30年前に九州が発信地です。柑橘から始まっておりますけれども、今は野菜とか

コメとかといったものまで含まれ、全国で北海道から沖縄まで100地区ぐらいで、約1千名ぐらいの生産者組織です。生産者の出資によって作られている株式会社です。もともとは、持続的農業をめざそうということで、先ず基本は土だということで土作りをしっかりとやろうと、その上に永続的な経営も成り立つという大きな目的を持った生産者の集まりということですが、あまり細かいことの規定はないんです。堆肥なんかもありますけれども、もともと、ぼかし堆肥がうまく作れない人に供給しているだけで、この堆肥を使うことが取引条件でも何でもありません。

私どもの、いわゆるGAPの対応といえますか、そういった生産履歴等に関わる仕事をいつ頃からやってきたかといえますと、古くからやっております。本当に20年も前からこういうことはやっているんです。それはなぜかということ、コープさっぽろの田中さんの方から話があるかと思えますけれども、特に生協の取り組みの中では、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」作っているのかということは、当たり前のこととして取り組んできたんですね。いわゆる生協の組合員にそれを知らせるという仕組みは生協が発足したときからあって、生協に産直をする生産者、あるいは、生産者団体というのは、それがほぼあたり前のこととしてやってきておりました。あえて、このGAPというのが導入される前からそういう下地があって、特にマルタというのは、市場流通である中央卸売市場とか地方市場にはほとんど出荷しない組織で、基本的には直売組織ですから、それはすでにやっていた。ただ、従来の管理手法よりも、いろいろなこと、沢山のことが要求されるようになってきているというのが、むしろGAPであろうと私は思っています。

J A洞爺湖の概要を説明します。GAPをどのように導入していったのかということも必要だと思いますので簡単な概要を紹介します。組合員数は563戸ですけれども、いわゆる主業的経営をやっている方は8割ぐらいとみてよいと思います。主業的経営は4百戸ちょっとだと思います。青果部門の売上げは20億円弱ですから、J Aとしては、それほど大きな売上げを持っているわけではない。むしろ畜産の方が大きいですけれども。青果の品目は資料のとおりでして、私どもの取り組みの中でGAPの手法を取り入れている品目は、じゃがいも、人参、かぼちゃ、トマトの一部、ミニトマト、ピーマンが、いわゆるGAPの手法を入れてやっている部会でございます。もともと洞爺湖農協というのは、こだわった栽培の取組が早くから行われておまして、北海道の認証基準である「YES! clean (イエスクリーン)」が去年の実績でありますけれども17集団・255名、ただ、これは重複参加も含めての17集団であります。それから、国の認めるところのエコファーマーは96名となっております。

それではなぜ、「洞爺湖農協にGAPをいれなければならなかったのか」ですが、皆さんも今まで聞いたとおりGAPを取り入れることがとても良いものに聞こえると思うんですね。しかし、「なぜ広がっていないのか」ということを考えて欲しいんですね。そんなに良いものだったら、もっととっくに早く広まって良いじゃないのとなるのですが、入らない理由は、要するに生産者の中には、「記録する」とか、「文書を保管する」とか、あるいは、「それを即座に公開する」ということは、とても面倒くさいことに感じる人が多いんですね。「できれば、そういうことはやりたくない作業」であると思います。「できれば、全ての時間を生産と販売に全力を尽くしたい」というのが生産

現場の本音だと思うんですね。ただ、「どうしてもGAP的手法を入れないと取引ができませんよ」と、むしろ外圧の方が強くて、「それを基準として入れてくれたならば、あなたは優良な生産者、あるいは優良な団体として認めますよ」というところが、本音の部分としてあるのではないかと思います。それが、一つは生協、古くから洞爺湖農協は、関西のある生協と取り組みをしてきました。そこは、「いつ」、「どこで」、「誰が」というのをきちんとやって欲しいというのがありました。

GAPの管理基準というのはいくらか上がります。そのJAが更に管理基準を上げざるを得なかった要因というのは、量販店独自のプライベートブランドの取引先基準というのがあるんですね。そこに販売しようとした場合、それを満たさなければいけない現実が生まれたわけです。このことに対して、「俺は、従来通りの方法で市場へ出荷するから」、「俺は、あえてハードルを越えてその取引先基準の方に出していく」と、生産者は二分されて、部会の中でも、それに参加する人と参加しない人を分けさせてもらいました。参加することが良いことでもないし、参加しないことが悪いことでもない。最初に生産者の意思決定がないと、これは進められないものですから。そういった基準を要求しない青果市場であれば、十分そこでも販売は成り立つわけです。だからといってそれが、安全が担保されていないということでもないと思います。あとは、契約栽培するところのプライベートブランド基準に沿って面倒でもやりましょうという生産者を束ねてGAPの研修会を開催してきました。GAPの基準はどんなことかということは、先ほどご説明がありましたので、ここは省きます。もともとJA洞爺湖では栽培記録というのは栽培記帳的なものとしてやっていました。一つはJAの簡易記帳システムをちゃんとやりましょうという部分がありましたけれども、一番きっかけになったのは、量販店の求める要求基準に満たしていくために、平成15年から、本当にしっかりとやりましょうとなった。

私は、GAP的管理においては、履歴よりも計画が大事だと思うんです。計画はGAPのなかで最も重要な位置を占める。例えばグローバルGAPの場合ですけれども、上位の義務で約60ぐらいあります。下位の義務で150ぐらいあって210ぐらいあります。その中にコーヒーとか、ヨーロッパ独特の畜産に係るものとかを適用除外していきますと日本で必要なものは、恐らく150~160あると思います。上位の義務は、そんなに削れない部分ですね。実際に審査を受ける際には、上位の義務は満点が必要になります。下位の義務で5%まで落として良いです。ですから、50~60くらいある上位の義務を満点として残りの100を95点とらなくては認証はおきないですね。そういった一つの基準を一通りチェック項目について皆さんに理解してもらおう。実際にチェックしてみてくださいと。そうすると合格するのはチェック項目の半分ぐらいなんですよね。95%は無理にしても85点くらい取れば量販店のプライベートブランドには乗れますよというところですね。そういうことを理解してもらっているわけです。実際の導入はそういうことです。どんなチェック項目があるかということ、例えば最初に、「どのような経営理念を持っていますか」というところから始まりますから、普通の農家の方は経営理念を書いてないんです。組織図はどうかということ、「お父さんがいて、お母さんがいて、パートさんがいて」ということになりませんが、役割分担を問われたら、慣れていないだけで書こうとしたらできるんですね。また、「農薬を使った場合の残液

はどうしますか」との聞かれ方をすれば、「タンク周辺に投げるよ」という人もいれば、「なくなるまで何回も畑に振っちゃうよ」、あるいは、「別の畑にまいてきちゃうよ」、「空き地に投げてきちゃうよ」という人もいますね。正解はあえて言いませんけれども・・・。要するに、一つ一つが基準というのは厄介なんです。そういったものを理解させていく作業に大半のエネルギーをそぐ。そのときに計画というのが凄く大切になります。結果よりも計画に8割方エネルギーを注ぎます。使える農薬も最初に登録してしまいます。私どもには大日本印刷と提携を組んで開発導入した記帳システムがあります。そこに計画を入れちゃうと計画した農薬の回数なり、倍率なり、使用時期を間違えるとチェックがはいるようになっていきます。そういう仕組みになっていますから、計画を見て、次に肥料、農薬を投入する場合には、そこでチェックがかかる仕組みを作っておくと、かなりリスクが回避されるようになります。GAPの場合には、かなり計画段階にエネルギーが割かれると思っています。

次に、GAPに取り組むには栽培指針、要するに経営方針も含めて必要になります。GAPの場合は生産者ごとではなく品目ごとの品質基準ですから、例えば、私のミニトマトは、「どのくらいのレベルのトマトを作ることを目的とします」、「どの部分を製品外とします」、「どこまでを製品内とします」ということをきっちり明確に書き込む必要があります。

栽培履歴とか記録というのは、あたり前のことですね。それから資材台帳、これは当然裏づけになるもので、農薬とか肥料をこれだけやりましたといっても実際の在庫と合わなかったらどうなっているのと言われますよね。

収穫・出荷記録については、「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのように」収穫・出荷したかを常に記録として残っていなければいけないんです。いけないというよりも自己防衛のために必要なんです。特に、ポジティブリスト制が導入されてから、違反があった場合、同一管理されたロット単位で出荷停止が決まりますから、本来、自分が投入していなくても飛散等で残留基準以上の農薬が検出されれば出荷停止となります。昨年以來のヘプタクロル問題が起きますと、どのロットが一律基準を超えたのかを管理を遡って確定しなければなりません。トレースできないと全部出荷停止ということですから大変です。トレースして、「このロットが駄目だったんですよ」と隔離できるようにするために出荷記録が必要なんです。実際の生産現場に行きますと有機、特裁、慣行栽培をやっているほ場があって、尚且つそれが、同じ倉庫の中で収穫調整されている場合があります。ラインが分かれていることはなかなか現実には難しいものですから、作業の順番がどうなっていますかと。通常は有機をやって特裁をやって慣行栽培へと出荷調整をしていくんですけども、それが逆になった場合、移染等で農薬が出ることもあり得ることから、「自己防衛のために、記録も必要ですよ」と私はよく言います。

最後です。私どもの会社では、グローバルGAPをとっているのが現在、2産地あります。この12月に申請が降りてくる予定の産地が野菜と果物で2産地あります。

GAP導入の場面では要求される場所の諸規定集を作ることによって本当にエネルギーを費やされるのですけれども、規定集を作ってしまうとGAPやったような気になってしまいうんですね。しかし、実際には、それをもとにPDCAサイクルを回していく作業が大事で、現状の自分の管理レベルと目指すべき管理レベルのギャップをつめていく作業

が本来のGAPだと感じています。それは経営において所得を上げるということに関してもですね。それから、安全管理にしても基本になる規定集は必要なんですけれども、それを作っただけで終わらせない。やはり行動が伴わなければいけない。常に改善が伴っていくものだと思います。それを今後、産地に合った形で自主的に取り組んでいってもらうことが必要になってきます。実は忙しい時期には出来ないものですから。この後、終わりました10、11日には洞爺湖でGAPの生産者を集めた勉強会に入ります。現場で行われていることをどういうふうにGAPに適合させていくか。例えば、農薬保管庫の要求の中で耐火性のある保管庫に入れなさいとあります。それでは、どこまで耐火性のあるものかというふうに考えるわけですね。耐火金庫レベルのものなのか。審査員とのやり取りの中で、木はダメ、ダンボールはダメ、でオイルも缶をきれいにして入れても良いという落とし所を探っていくわけです。わざわざ金庫を買う必要はない。これはあくまで一例ですが・・・

互いにコンセンサスの取り合える手法を取っていくのもGAPの導入には欠かせないことだと思います。

お聞き苦しいところもあったかと思いますが以上で終わります。どうもありがとうございました。

○司会

佐伯様、ありがとうございました。

最後になりますけれども食品事業者から見たGAP手法について、食品事業者の立場から生活協同組合コープさっぽろ農産部宅配チーフバイヤー田中宏人様からご説明していただきます。田中様よろしくお願ひいたします。

○生活協同組合コープさっぽろ農産部宅配チーフバイヤー 田中宏人氏

こんにちは。コープさっぽろの田中でございます。

まず、私、昭和50年に生協に入りまして、お店の担当、バイヤーということでほとんどそればかりで現在に至っています。

今日の話す内容については、「小売の立場から見たGAP手法」ということでございますが、最初にまず、コープさっぽろについて簡単に説明いたします。昨年度、2,159億円売っておりまして、店舗と宅配があります。そのうち、農産に限れば店舗215億円、宅配の方で74億円、合わせて289億円の農産物の販売でございます。2007年度は、2,339億円が予算でございます、内容としてはコープ十勝と春から統合しました。お店のスクラップと新店ということになっております。

コープさっぽろがGAP手法に取り組んだきっかけについてお話をしたいと思いません。2000年前後から、食品をめぐるいろいろな事件があり、それに対して何らかの形でシステムを作っていかなければならないといったことから、この手法の開発になってきたということです。とりわけ、2002年には全国の生協の中でも産地偽装という事件が起きまして、我々の販売責任が問われる事態となった。それから、今年のポジティブリスト導入に向けて、リスクという観点からいえば生産工程の管理ということが大きなテーマとなってきたということでございます。

組合員の声、クレームですね。私ども商品品質管理センターというところがございまして、クレームデータがすべて集約されています。2004年度は、主として宅配データなんですけれども、品質、鮮度、異物混入といったクレームが非常に多かった。特に品質では、臭いの問題で「農薬ではないのか」というクレームが非常に多かったということです。そのほか、品目別に出ていますけれども、こういった原因を見れば青果物だから天気のせいであると、必ずしもそうはいえないような内容ばかりでした。

異物混入の事例なんですけれども、カイワレ大根のパッケージの中にグロー電球が入っていたとか、えっと驚くような事例が結構ありました。ここには書いてありませんが、「ミニトマトに動物の毛が付いていたけれども、これは何ですか」など、異物混入に関してはクレームが多いということでございます。

もちろん、安全・安心ということが前提にありますけれども、クレームの内容を見ると、ほとんどが商品としての美味しさだとか、栄養だとか品質についての不満が多かったというのが事実でございます。コープさっぽろでは、商品検査室というのはきちっとあります。私ども農産の方は、直接的には4番目の産直品の点検、これに関しては残留農薬検査というのを必ず実施するようになっております。今回の主たる発表のテーマなんですけれども、生協産直の青果物品質保証システムの開発経緯というものは、今お話したように安全・安心の問題だけではなくて商品としての確かさということが基本にありまして、「産地と消費者がお互いに良い物を作っていこう」、そのために、「そういった保障システムを作っていこう」ということで、2005年からこのシステムづくりが提起されてきております。これは、最終的にお客様に届くまでの全ての段階において仕組みを作っていこうということございまして、生産規範というものは、その一部でございます。

お客様が求めている商品、組合員に提供する商品は、やはり期待された品質でなければいけないし、その確かさを保証するものであること、暗黙の期待についてもきちんと管理規範を示して、その基準に準拠していることを確認・検証した結果を担保とすることが求められています。

それから、トレーサビリティ、不適合商品の処理方法の検証、これが機能することが求められています。適切に運用するために権限のある品質保証、組織、適切な人員配置、運用マニュアル、文書規程類の整備、記録保持が求められています。この規範をもとにシステムの検討会というものを作りまして、それに参加している団体、生協で品質保証に関する実証実験を行ってきました。この結果を踏まえて、昨年2月に「品質保証システム2006年改訂版」を、今年2月に「2007年改訂版」を発表しまして、現実に稼動し実践されております。対象商品は今のところ産直品だけですけれども行くは全商品でという目標も持っております。

2006年度に「品質普及委員会」というものを作りまして、産地、学識経験者、あるいは代表的生協で構成されております。「品質保証システム説明会」というのを2006年6月に東京、大阪で実施しております。そのほか13箇所の生協と産地でも実施しております。

いわゆるこの「規範」について、実際に点検する人間、そういう人を対象に講習会を2006年、2007年にかけて全国9箇所で実施しております。生産者向け説明会を

大阪と東京でそれぞれ行っております。

コープさっぽろでは、過去9回ほど「産直協議会」というものを行っておりまして、いろいろな学習会を行っております。今日もお話いただきましたマルタの佐伯様にも「GAPの取組」ということで、2005年の春に私どもの学習会に講演いただいております。2005年秋には「ポジティブリスト制の対応」、「トレーサビリティの取組」等を行っております。

去年は、JAきたみらいの方から「トレーサビリティの取組」講演、四国の生姜を作っている商社ですけれども、「適正農業規範の取組」の講演をいただいております。JAふくおか八女というところでは、イチゴの事例で発表していただきまして、生で食べるイチゴの特性がありますので、センターでの集中パッケージ、ここでの衛生規範ということでは、「手に傷を持った人は、仕事に就かない」との事前の契約書だとか、そういうものを作って管理をしているなどの報告を受けております。

今年の春は、コロッケ事件もありましたので、私どもの職員から、その報告と今後の対策等について話がありました。結局のところ、ある一部の商品に関してDNA検査を導入するという報告もさせていただきました。あとは毎回なんですけれども、私どものバイヤーが全国の産地を回ったときの点検結果についての報告をするということもやってきました。また、多古町の方から適正農業規範を農家の方に簡単にわかりやすく説明した15分ほどのビデオを作りまして、それを発表いただいたりしております。あとは、奈良の方から「梅干加工におけるGAPの取組」、そういったものを報告受けました。

適正規範ですけれども、今年改訂された主な項目、左側が項目でございます。特に一番大事にしているものは、理念、コンプライアンスですね。まずは、生産者の方に「食べものを生産している」という基本姿勢を確認してもらいたいというのが特徴でございます。これが、安全・安心のほかに一番大事なことでございます。水管理では、農産物の洗浄に使う水は飲料水と同等の水を使用という内容になっております。

次に、推奨項目というのがありまして、お手元の別刷り資料のなかで、「衛生管理」での推奨項目として「トイレに手洗い場がある」というような項目、「ペットや野鳥、部外者等が作業場に入らないようにしている」というのがあります。以前、組合員のクレームという中で、「ミニトマトに動物の毛のようなものが付いている」というクレームなどがあつたりしたんですけれども、よく調べてみると作業場に猫とか犬などが一緒にいて、それを抱いたりしているうちに付いてしまった。そういったことがございまして、こうした推奨項目も付いたということでございます。

20ページ目ですけれども、私どもが産直といっている商品の条件を四つ書いてありますが、主として①、②、③の産地との覚書ですね。「産直契約書」、「産直商品基準書」、「産地点検書」です。「産地点検書」とは、先ほどの別刷りでいったようなことでございます。産地点検の取組ですが、今年の場合、私どものバイヤーが年間で37産地82品目を現地検するというところで進んでおります。このなかで、重要だと思っておりますのは、生産者リスト、取引先出荷実績ということなんですけれども、これはもちろん守秘義務がございまして、おおよけにしませんけれども、なぜこれをやるのかということは、かつて、生協の産地偽装があつたときに、物が不足している時に生協から「だせだせ」という。そうすると産地は無理をしてどこからか持ってきて物を入れたりする。そういっ

たことを踏まえて、産地の生産能力というものをきちんと把握しよう。生産能力を超えた数が出たら、おかしいんだということ。「産地の全体出荷量に対する自分たちのシェアというのをきちんと把握しておこう」ということで、これは、何でも知っておくということではなくて、事故を未然に防ぐためにデータの提出を求めているということでございまして、これは、守秘義務として対外的には言わないということになっております。

私どもバイヤーが、今回の適正農業規範というのは決してコープさっぽろだけがやっているわけではなくて、全国の生協が同じ規範でチェックリストにより点検しようという内容で全部作られております。そのために、点検のレベル、目線がきちんと一致することを目指しております、誰がやっても同じ結果になるというふうなことを目指しております。

点検者に求められることとして、「点検表に×印がついてもそれを取引条件にしない」ということをはっきり確認しております。お互い対等な立場でということ。もう一つは、「産地と生協が一緒になって商品を育てていく」、協同でやるんだということ。そして、点検する人が「どの産地でも公平な点検を行う」とし、この三つのことを点検者に求めています。

昨年の点検からわかったことなんですけれども、産地グループ・生産者ごとに、「どうしてこの取組をやるのか」、「どうしてこの項目があるのか」、あるいは、「何を求めているか」という点で認識と意識レベルの差がある。記帳と記録の実施レベルはこの認識度合いでございまして、よく見てみると産地ごとに事務局がきちっと体制確立しているところが、この進捗というのが格段に進んでいるということが言えます。

規範内容について、「この文書をどう解釈するか」ということがありまして、今年の改正版に反映させた。それから、ここには出しておりませんが、Q&Aみたいな文書も作りまして、わかり易くしたということです。今年はさらにまた、講習会も目あわせを行っております。例えば、北海道の産地でも私どもの生協だけではなくて、関東の生協、大阪の生協、皆取引がある産地が沢山あります。それぞれの生協が、「それぞれ同じ項目を点検するということは、いづれなくしていこう」ということで、同じフォーマットでやって2年目の試運転となっているということでございます。ただ、今年の改訂版は項目が増え225項目になってまして、実際やってみたら、一品3時間ぐらいかかったりするというので、それはそれで仕方ないと。ポイントについて点検される方もする方も慣れてくればスピードは上がっていくというふうに思っています。この規範については、毎年見直すということで、これは議論して毎年改訂していこうというふうになっています。

今後の取組ですけれども「適正農業規範」というのは、主として生産のところなんですけれども、もともと、「適正流通規範」と「適正販売規範」この三つをワンセットで確かなものを届けるといった考えで作られてございまして、「適正流通規範」は、来年、稼動するように今準備中のございます。

今の仕組みは、取りあえず私どもと産地との二者認証という仕組みなんですけれども、第三者認証については、もう少し進んだ段階で方向を決めていきたい。これも、検討課題に入っております。

次のスライドは、食をめぐる事件などが沢山起きたときに、組合員さんからいろいろな声が上がりました。今年は特に顕著だったんですけども、「バイヤーさんたちは、産地で一体どんな検証をしているの」、「私たちも一回見てみたい」との声が起きまして、今年7月18日に組合員さんを産地にお連れしまして、「実際にこうやって産地の点検をしています」と説明している写真です。これは、道内のあるブロッコリーのほ場だと思います。

次のスライドもブロッコリーの圃場です。いわゆる大規模なブロッコリーほ場でして、例えば衛生管理で、ほ場でのトイレの設置状況、手洗い場の設置状況、そういったような点検、コンテナの洗浄はどうなっているのか、そのような確認と聞き取りを行いました。

今の事例については、私どものブログで詳細を書いておりますのでご覧ください。これは、「Google」で「かかし日記」と入れれば出てきますので。

次は、「農薬の空中散布という工程に関してどうやっているのか」という点でのブログによる説明した文書でございます。結論で言えば、特定の日時で地域を決めて、集団・生産者が立ち会う。トマトハウスは締め切る。特定の業者でやる。成分について全ての記録が残る。これは、特に、米の部会、トマトの部会含めて協力してやっているというものです。

次の情報もブログで書いております。つまり、私どもの方では、産地の取組というのをできるだけいろいろな媒体を使ってお知らせしていくという立場でやっております。

今後の方向ですけれども、組合員から「産地に行って見てみたい」という声ができるのは、「今までの流れだと、どうも信頼面は大丈夫か」という、「本当に自分の目で見て確かめてみたい」という消費者の不安の裏返しかなと思っております。農薬検査だけではもう満足されないということですね。私どもの宅配システムというのは、「産地の新しい取組」、「安全・安心に対する取組」、あるいは、「確かな商品を届けるという取組」に対して、新しいことをやった場合には、「その取組をお知らせる」ということを同時にやるようにしております。そうしないと、折角やっている努力が知られないというふうに思っております。

産地の方は、いわゆる記録をするということでは、一つ問題があるかもしれません。もう一つは、「高く買ってくれるの」という問題はありますけれども、基本的には安全・安心の基本的管理の一つであると私どもは思っております。ただ、複数の産地が選択するという基準になった時に、我々は間違いなく、進んだ管理手法を取り入れていく産地を選ぶということはいえるという具合に思っております。

ほぼ、大体時間になりましたのでこれで終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○司会

田中様ありがとうございました。

ただ今の時刻は3時10分ほどでございます。それでは、ここで10分間の休憩を設けさせていただき、午後3時20分から、パネルディスカッション及び意見交換を行います。お時間になりましたら、どうか席にお戻りください。

〔パネルディスカッション〕

○コーディネーター（横野消費生活課長）

それでは、時間となりましたので、これからパネルディスカッションを開始いたします。

本日のパネリストでございますけれども、本日のテーマに関する意見の発表と討論に参加願うため、先ほどご説明いただきました4名のほかに、消費者の方及び北海道農政部からも加わっていただきまして、全員で6名の方にご出席いただいているところです。それでは、パネリストの皆さんをご紹介させていただきます。皆様からご覧になって右側から、生産者のパネリストとして先ほどご説明いただきました「JAふらのレタス生産部会・岡本俊様」、そして、「株式会社マルタ代表取締役社長・佐伯昌彦様」、食品事業者のパネリストとしてご説明いただきました「生活協同組合コープさっぽろ農産部チーフバイヤー・田中宏人様」、消費者の立場から、「社団法人北海道消費者協会商品テスト部長・河道前伸子様」、行政より、「北海道農政部食の安全推進局農産振興課・椿谷信雄主幹」でございます。先ほど説明いたしました「北海道農政事務所消費・安全部安全管理課・森下浩司農産安全第1係長」です。そして、コーディネーターですけれども北海道農政事務所消費・安全部消費生活課長の横野が務めさせていただきます。

それでは、パネルディスカッションを行いたいと思います。進め方でございますけれども、はじめに先ほどご紹介いたしました6名のパネリストの方で意見交換を行っていきます。その後、会場にご出席の皆様から適宜、ご質問、ご意見を頂き全体で意見交換していきたいと考えております。

それでは、先ほどのご説明をお聞きしてのご意見や違う立場の方に聞いてみたいこと、そういったことなどをパネリストの間で意見交換していきたいと思います。時間の関係上、ご発言は、お1人2分以内でお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず、消費者を代表いたしまして、北海道消費者協会の河道前様より今ほどお聞きしましたGAP手法に関する感想、今後、期待することなど、お感じになったことにつきましてご発言をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○消費者（河道前氏）

河道前です。よろしくお願いいたします。

私もGAPについては、ほとんど知らない言葉でした。GAPというのは、農業生産工程管理という手法のようなんですけれども、一般消費者の方でGAPを知っている人は、ほとんどいないと思います。もっとわかりやすい、耳で聞いても、目で見ても、パッとわかるような言葉にして欲しいと思います。ポジティブリストの時も思ったんですけれども、もともと適正農業規範というのがGAPに変わってきたということで、例えば、適正農業手法でも良いんですけれども、何か日本語を先に出して括弧書きでGAPとか、そんなふうにかかれているともっと一般消費者の中にも受け入れ易いのではないかという印象を持ちました。

あと、GAPの内容について、今まで私たちは「北海道で生産された農産物は安心だ」という心情的な安心感を持っていましたが、GAP手法を取り入れることによって、「心

情的な安心感から目で確認できる安全を得られるようになる」との印象を持ちました。GAPという言葉からHACCPという言葉を想像してしまったんですが、HACCPというよりは、生産履歴あるいは、トレーサビリティの方が近いのかなとの印象を持ったんですけれども。そういう意味で、今までもトレーサビリティに取り組んでいる農家の方が沢山いらっしゃると思うんですけれども、このGAPの手法を使う農家が増えていってくれば良いなと思いました。

○コーディネーター

今のお話では消費者の皆さんにはGAPという言葉が、ほとんど知られていないのではないかというお話もございましたけれども、今日は農業関係者以外の方も沢山参加されておりますので、GAPについての仕組みと状況について、まず、ご理解いただきながら、二つ目と致しましては、生産者のメリットと課題について共通の認識を持っていただきまして、最後には、GAPを広げていくためにはどうしたら良いかというところまでお話ができればよろしいかと思っております。

それでは、今の消費者としてのご発言に対しまして、北海道農政部の椿谷主幹からコメントなり、道としてのGAPの補足があればお願いしたいと思えます。

○北海道（椿谷主幹）

北海道庁の椿谷です。よろしくお願いたします。

ただ今、GAPに対する期待感についてのお話もございましたけれども、私ども危害を防止するためには、こうした工程、GAPの手法というのは非常に有効だと思っております。積極的に推進していきたいと考えております。

現在、道においてどのように取り組んでいるかについてお知らせしたいと思えます。

北海道では、食の安全・安心を確保するという観点から、道の条例に基づく「北海道食の安全・安心基本計画」、あるいは、「北海道農業・農村振興推進計画」において、GAPの取組について位置づけてきているところでございます。平成17年度からは、道庁のほか、農政事務所、農協関係のホクレン及び北農中央会をメンバーとしました「GAP導入検討会」を開催し、北海道での推進方策を検討してきております。今年の3月には、「今後の推進方策」を定めたというところとなっております。

今年の7月には、本道の産地におけるGAPの周知状況というのを調べたところでございます。道内381産地、これは、品目ごとの産地数を合計したもので、地域の重複はありますけれども、その45%にあたる173産地では、生産者まで周知されておりますけれども、残りの55%にあたる208産地では、まだ生産者までは周知されていないという状況となっております。まだまだ、普及啓発の取組が必要であるという状況になっております。また、実際のGAPの導入状況を調べたところですが、導入済みと答えたのは、23%にあたる86産地となっております。品目の特徴では、麦で79産地と全ての産地で導入されております。これは、実需者側からの要望で今年度から一気に始まったということでございます。そのほか、検討中が40%の137産地、導入済み合わせますと6割の産地で導入が進みつつあるという状況でございますが、残りの4割の産地では未検討となっております。その未検討の産地に問題点等を聞いたところ「導

入のメリットが明確でない」ですとか、「農家にとって記録することによりかなり負担となる」、あるいは、「業者に理解を得られない」、「具体的に何をしたら良いのかわからない」、それから、「現時点で必要性は感じない」ですとか「消費者から強い要望があれば検討する」などといったものがありました。道としてもこれらのことを改善、あるいは理解を得ることによって導入を推進していきたいと考えております。

○コーディネーター

ありがとうございます。今、道内の状況も含めましてご説明いただきましたけれども、先ほど消費者の方から「GAPというものがもうちょっとわかりやすい言葉がないのか」、「わかりやすい言葉で訳すことができないのか」とのご意見もございましたけれども、この話につきましては、後ほどお答えをいただくことにいたしまして、別のご質問を河道前さんから、今のお話以外にいただきたいと思っておりますが。

○消費者（河道前氏）

先ほどの説明の中で、GAPがイギリスなどヨーロッパの方から始まったように私としては理解したんですけれども、国と国との貿易の中で日本でも必要になってきたのかどうか。認証制度も取り入れてるパーセンテージが高いところとそうじゃないところとありましたけれども、日本の状況ですと認証制度などは今は無理で、まず始めてみようという段階かななどの印象ですが、外国と日本との現状がわかればと思っております。

○コーディネーター

今、GAPが必要となってきた背景、貿易もあるのだろうかというようなご質問、それから、認証制度なのかどうかということかと思っておりますが、合わせてGAPという言葉について、北海道農政事務所の森下係長からお願いしたいと思っております。

○北海道農政事務所（森下係長）

ただ今のご質問なんですけれども、GAPについて国と国との間の取引の部分からの必要性についてですが、GLOBAL GAPについては、もともとは業者間取引が始まりと理解しておりますので、特に国と国の貿易から始まったということではないと思っております。先ほど言いましたようにGLOBAL GAPであれば、EUの域内へ輸出をするといったような時には、GLOBAL GAPの認証は必要になるだろうというふうに思っております。認証については、GLOBAL GAPについては、独自の認証もありますし、JGAPについても第三者としての認証がありますが、国としては、そういう状況よりも、まず、GAPという考え方を知っていただくということで、始められるところから始めていただくという考えで進めております。

GAP手法という言葉については、あくまでも英語からとった略語ということでございます。先ほども言いましたが、直訳をすると「より良い農業を实践する」ということになりませんが、まずは、このGAP手法という言葉が一般的に広まり、認知度が高まって、「GAP手法といえば、こういうことなんだ」となれば、あり難いというふうに思っているところでございます。

○コーディネーター

ただ今、GAPは、業者間取引のところから始まったというお話。認証制度のところ、GAPの言葉について一定程度の答えをいただいております。

続きまして、生産者のメリットと課題というようなところでもお話したいと思いますが、実際に生産者のお二方は導入されているわけですが、そのメリットや課題、このことについてお話していただきたいと思っております。その前に、河道前様より生産者のメリットと課題のところでは何かご質問ありますでしょうか。

○消費者（河道前氏）

先ほどJAの方とコープさっぽろの方のお話を聞いてみましたけれども、消費者としては、「GAPに取り組むことによって価格に上乗せになるのではないか」との心配を持つ方も結構いるかと思うんですが、価格の問題はお話の中で触れられなかったように思います。実際、生産されている方からは、そういう希望があるとお話も出てきましたが、その辺、農家の方が非常に労力が増えるけれども価格にある程度反映されないと取り組めないという部分もあるかと思うんですが、その辺のことをお聞きしたいと思いません。

○コーディネーター

それでは、今の価格の上乗せの話、あるいは、労力の問題の考え方を含めまして、お答えいただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○生産者（岡本氏）

価格の上乗せということなんですが、これをやったから価格が上がるということではなくて、むしろ消費者の皆さんに日本の農業だとか北海道の農産物を選んでもらえる。スーパーに行くと多くの輸入農産物が並んでいる。その傍らに日本の農産物が並んでいる。消費者の皆さんに価格ではなく、むしろ日本の農産物を選んでもらうということが、ひいては私たちの農業が出来る根拠になるのではないかというふうに思っております。僕自身が今現在、価格の上乗せということは考えておらず、説明責任をどう果たすかということをお優先にGAPに取り組んでおります。価格の上乗せということがありますが、もう一つJAと違うところと取引があり、大型スーパーですが、その要望として、「こういうふうに作ってください」、「こういうふうに検査してください」、「最終的には210品目はクリアになっていますか」とされており、そういうものをちゃんと付けて農産物を出荷しておりますが、だからといって、「じゃあそれが高いのか」というと、「そう高くはない」。ですから、これをやることによって極端な値上がりというよりも、ポジティブリストのように、流通上あたり前の、一つのルールになっていくのではないかと思っております。むしろ、日本の農産物を選んでもらいたいと思っております。

労力は、先ほどお話したように毎日チェックをするというのは大変だし、身の回り、倉庫含めて整理整頓していないといけない。農薬の管理、肥料の管理、農薬と野菜を一緒に置いてはいけないとか、ダンボールはホコリのかからないように管理をするとか、

そういう労力というのはあります。僕自身も農業をやっているレタスを畑で採るんです。レタスは畑にいるときは植物なんです。包丁を入れて箱に入れたらそこからは野菜に、食べものになる。そこで瞬間変わっていくということをGAPをやりながら意識の変化として出てきました。

○生産者（佐伯氏）

農産物の価格問題というのは、そう簡単に割り切れる問題ではないと私は思っておりますけれども、基本的には積み上げ方式だと思っております。実際に一次生産費がどれくらい掛かって、流通経費がどれくらい掛かって、その一次生産から流通に係るまでの安全管理コストというのは、どれくらい掛かるのか。例えば、農薬一斉検査を出荷前にやりますよと200項目ぐらいかけると、1品目に4万～5万円掛かります。農産物を作る前にポジティブリスト、特に北海道では、カボチャを作る場合、必ず土壌残留の検査をします。P O P s 農薬についてはですね。これも掛かります。そういったものをきちんと積み上げるという主張を生産者もしてこなかったわけです。「農産物はいくら掛かってますよ」ということを生産者もしてこなかった。「消費者に届く前にこれだけ掛かっています」ということを。所得というものも農家は欲しいんです。「積み上げプラス所得をどこまで見ましょうか」というところの議論はなかなかされておられません。国もですね。目標レベルとはいえますけれども。一戸当たり800万円とか1,000万円とかいえますけれども、そんな水準に達している農家は、数パーセントです。そのことが、まず実現していない中で、価格問題を話すこと自体がおかしいのかなということもあるんですけれども、流通に関わっている人たちの市場手数料が7%～今度自由化されてきますけれども、「8～8.5%が妥当なのか」とか、あるいは小売業が携わっている「25～30%の粗利というのは妥当なのか」という、そういう議論が何もされないなかで消費者というのは価格議論に翻弄されていくことは決して賢いことではないか。ただ、安全に係るコストは上がる。その積み上げを許すかどうかというのはむしろ、消費者も含めて生産者の覚悟だと思いますね。経営努力で改善できる部分、安全を求めた場合には上がるという消費者の自覚も必要。あるいは国が負担するという場合もあると思います。

○コーディネーター

なるほどという話でございますが、それでは、コープさっぽろの田中様から、食品事業者から見たGAPというものについて、評価なり販売価格への考え方も含めましてお話いただければと思います。

○食品事業者（田中氏）

私ども産地へ実際に点検に行きまして、例えば、チェック項目で×印が付いて、それを改善するのに、その産地では、非常に投資、お金が掛かる場合があります。どうしているかといえば、まずは、「私ども無理は言いませんので出来るだけお金をかけない形で、少しずつ改善してください」、「×が付いたからといって取引を止めるわけではない」とのお話をしてくれております。ですから、その項目を○にするために、莫大な投資だと

かいうのは無理には求めない立場できております。小売の立場で見まして結局のところ、宅配システムを例に挙げますと、具体的に市場でどこの産地でも良いから買っているというやり方はしていないんですよ。基本的には、全ての商品がどこの産地という形で決まっているんです。そういうなかで、こっちが高いとか安いとかということよりも、「事前に産地を決める」ということが重要でして、その選択の基準で、産地側でこういった管理システムを導入しているというときには、我々も選択しやすいという背景があります。今まで産地の方から「こういった取組をやっているんで、その分見てください」といわれたことは過去にあまり記憶にないんです。逆に言えば、決まった産地のものを我々もこういった取組をやっているという宣伝をしながら、販売しているというのが実態でございます。

○コーディネーター

お三方のお話では、「現状においては、価格へ直ぐに上乘せする形ではないけれども、安全性に配慮しているという信頼のもとで産地として取引がなされている」、こういったお話だったと思います。それでは、お話を進めますが、GAPの取組が広まっていくように必要な点を少しディスカッションしたあと、会場の皆さんからもご意見をいただきたいと思います。

今までのお話を聞いて河道前様は、GAPを広げるためにはどのようなことが必要かといったところをお聞きしたいと思います。

○消費者（河道前氏）

消費者もいろいろな立場の人がいると思うんですけども、消費者協会としては、生産者の皆さんがこだわりを持って頑張って生産してきたもの、国内・道内産のものを一生懸命に買い支えたいという気持ちを十分に持っています。

GAPに限らずクリーン農産物についても、店頭においてなかなか表示がされなくてわからないということが何年もあったんですけども、一生懸命に安全性を考えて作っているのであれば、取り扱い業者が消費者に分かるよう店頭に表示して欲しいと思います。今、良くスーパーでも「〇〇村の〇〇さんが作りました」というような表示が写真などであると、私たちも「こういう人が作っているのか」と、信頼して買いたくなるということもありますので、消費者が買う末端のところでよくわかるようにPRして欲しいなと思います。

○コーディネーター

それでは、どのようにしてGAPを広めたら良いのかということをお岡本様、佐伯様からご意見がありましたらお伺いしたいと思います。岡本様からお願いいたします。

○生産者（岡本氏）

富良野におけるGAPのレベルで、流通に乗れるかどうかということをお皆さんも思うかもしれませんが、私はできれば、GAP手法による安全な農産物について、消費者に対していろいろなメディアも活用しながら伝えていかなければならない。それがまた、

生産者へフィードバックできれば広がっていくのではないかと考えています。現実の話ですれば、やっとポジティブリストという言葉が農家が覚えて、なんとなく理解できてきたかと思ったときに、改めて「GAPという言葉は何なのか」ということがあるものですから。まず、先ほど消費者の方のお話がありましたとおり、GAPとは何かを含めてPR活動していきたいし、富良野の独自のGAPを成功して周りに広げていく生産者の努力も必要かと漠然と思っています。

新聞を読めば「WTO」、「FTA」だとか、めちゃくちゃ頭の中が混乱しています。そのうえまた、「GAP」ですから、現場の生産者も「何だそれ」となったのが現実です。時間をかければ徐々に認知される制度ではないか。それによって、安全性を担保して消費者に選んでもらえる規範を少しずつ作っていくことが私の願いであります。

○コーディネーター

それでは、佐伯様よろしく願いいたします。

○生産者（佐伯氏）

GAPそのものは必要であり、大切な手法であるということを前提においたうえで、どの様に広めていくかということですが、基本的には先ほど田中チーフバイヤーの方からありましたが、事務局管理ができる場所でないと、私は、無理だと思います。個々の経営体にGAP手法を入れて、内部規定から文書管理の責任までしていくというのは、農業就業者65歳以上が50%を超えようとしている日本農業の実態のなかで、現実的な対応かどうかを冷静に考えてほしいと思うんです。そのため、組織管理できる仕組みとして、団体、JA、自治体でも良いのですが、誰かがその事務局の代わりに担って推進しないと大変ではないか。普及段階では普及センターの職員で良いかもしれないけれども、導入段階では、かなり張り付いた責任を取れる体制をどのようにして確保していくのが、まず一番大きな課題ですし、そこには人件費も掛かります。それがカバーできる経営規模はどれくらいだろうか。私どもが試算している中では、売上げが1,000万円以下の経営体にGAP手法を入れても採算は全然合いません。一品目当たりの認証費用が35万~40万掛かっていますから。精々それが限界、できれば売上げ2,000万円位が欲しいです。その認証費用が妥当かどうかという議論もありますけれども。現実には今のところは海外から来て旅費と審査費用がありますから掛かっている。国内レベルになれば、10万~15万下がっていくと思いますが、それ以上は下がらないところがありますから。国としていわゆる日本の農業を支える構造をどこにもっていくのかという議論がされていないのですが、一説には40万経営体でできるじゃないかという話もあります。40万経営体ぐらいになれば、それはそれで、例えば、今の農政関係に携わる事務員（道庁・農政事務所職員など）が、事務局管理の仕事を買って出るぐらいのことはできないものかとも感じております。民間ではなく、行政が事務的役割において費用負担をすることも考えられるのではないかととも思います。広めるための考え方はいくつもあると思いますが一例として発言させていただきました。

○コーディネーター

ありがとうございます。

それでは、食品事業者の側から見てコープさっぽろの田中様のご発言をお願いしたいと思えます。

○食品事業者（田中氏）

私ども日本生協連の方で「産直事業委員会」というのがございまして、全国12の単協・事業連合で構成されております。当初の議論の中では、こういった品質保証システムを作るにあたって、それぞれの生協が独自の基準を持っていました。産地が一つで取引生協が三つ四つというところが沢山ありまして、産地サイドからは、「基準・規範を1つにして欲しい」との要望がありまして、今回やっと、全国の生協が同じ基準、同じ点検というやり方を取った。これは、ある意味で産地での普及要因になるのではないかと思います。A生協、B生協が皆違ったのでは仕組みは普及しないというふうに思っております。

この間、この仕組みを普及するために、日本生協連の方でも点検者の目揃い会というのを何回も続けてやる覚悟でおりますし、春と秋の産直交流集会には、「ここ何年間は適正農業規範・生産工程に関してどう進んでいますか」との先進事例の発表と意見交流会を継続的に実施してきております。3年～4年ぐらい前であれば、農業規範とは何かというのが多くて全然知られていませんでしたが、今は、ほぼ参加される産地の方は、用語の統一理解というのは進んできています。そういったことから、徐々に進んでいくのではないかと思います。消費者・組合員様に対しては、こうした交流集会に参加いただくなど、交流を地道に続けることが必要だというふうに思っております。とにかく難しい言葉があるんですけども、言葉ではなくて、具体的にある工程で「産地はこういったことをやっています」ということをいろいろな可能性を試し、消費者の皆さんへ様々な媒体を活用し、広く伝えていきたいと考えております。

○コーディネーター

ありがとうございます。

ただ今、4名の方から、GAPを広めるために店頭での取組や、事務局体制に関してのお話なども出されましたが、店頭での表示なり宣伝に関して、行政の側でコメントをいただきたいと思えますが、椿谷主幹の方からお願いいたします。

○北海道（椿谷主幹）

店頭での表示については、小売店側の取組になると思えますが、JGAPについては、表示は認められるということも聞いたことがありますし、その辺は表示できる部分は表示して消費者に対して説明していただきたいと思いますと思えます。

北海道としては、GAPを広めるため、導入するために、普及・啓発の取組を進めてきております。様々な機会をとらえて普及・啓発をしておりますが、今後においても、セミナー等を開催していきたいと思っております。また、JAグループが進めている生産履歴記帳運動を拡大するような形で、最初は項目数の少ない簡易なGAPの方から進めていく。すでにGAPを実施中あるいは直ぐに本格的なJGAPとかを取り組みたい

としている産地に対しては、普及指導員等による技術的な支援をしていきたいと考えております。農政事務所の交付金になりますが、モデル的な取組に対しては、活動に対する経費の支援も考えております。道としてはGAPの種類がいっぱいありますが、特にどのGAPを普及するというのではなくて、それぞれの産地の生産者がめざすGAPの導入に支援していきたいというふうに考えております。

〔会場との意見交換〕

○コーディネーター

ありがとうございます。時間が押しておりますので、ここで、会場の皆様に参加をいただいて意見交換を行いたいと思います。GAPに絞らせていただき、意見交換を進めますが、ご発言される方は挙手をお願いいたします。マイクをお持ちしますので、お名前と差し支えなければ所属をお願いしたいと思います。どうぞ。

〔質問〕

○発言者1

GAP工程管理において、衛生面から、水の管理まで大腸菌数までチェックするとか、農業生産者の管理というより、加工業者の管理に近いのではないかとイメージがあります。水の管理はどのようにされているのか聞きたいと思います。もう一点は、農作業における怪我（出血）への対応ではブドウ状球菌の問題を意識した条件かと思いますが、農業生産者にそこまで要求するのは難しいのではないかと。また、農作業においてホコリをかぶるということをどこまで防止できるのかを知りたいと思います。

〔回答〕

○食品事業者（田中氏）

前段の情報提供において話をしたイチゴの農協の事例でして、生産者が持ち込んだ農協のパックセンターの規範のことなんです。つまり、生で食べるイチゴが消費者側から見たときのリスクと考え、当該農協において規範として定めていることを一例として紹介しました。

〔回答〕

○北海道農政事務所（森下係長）

GAP工程管理については、国としては、まず基礎GAPを取り組んでもらいたいと思います。製造においてはGMP（適正製造規範）で対応もされているところでございます。

〔質問〕

○発言者2

生産工程管理サイクルP・D・C・Aについて、JA等の組織も実践と平行してチェ

ックしていくことが必要だと思いたすが、いかがでしょうか。

〔回答〕

○北海道農政事務所（森下係長）

GAPは、農作業を行っていく段階において、チェックリスト等によってそれぞれの作業を記録していく。農作業ですので、どうしても気候ですとかその年に合わせて瞬時に対応していく状況も当然生まれてくると思いたす。それらについては、当初計画されていなかった部分についても、記録をしていくなかでの点検の評価を行い、見直しもある。すべて終わってからの評価だけではなく、その時々に応じて対応していくということが必要です。そのことにより、次回の生産に向けて産地で工夫・改善していくことになるかと思いたす。

〔回答〕

○農林水産省消費・安全局農産安全管理課生産安全班（伊澤課長補佐）

今、興味深い議論を聞かせていただきまして、いくつか補足をさせていたきたいと思いたす。

議論にありましたチェックのところですが、チェックの考え方は、大きく2つあり、1つには、決めた管理点をきちんと守っているかどうかをチェックしたかどうか。2つ目には、決めた管理点良かったのかどうか。不足するものがなかったのかどうかであります。

全部終わった後に確認して、もし問題があるようであれば、翌年に向けてチェックポイント自体の追加、書き方の見直し、不要なものは落とすことなど、チェックして、反映することが必要で、チェック・アクションという流れになると思いたす。

もう一つは、「水の管理やホコリの管理をどこまでやるのか」というお話がありました。基本的にはGAP手法を取り組んでいただく農家の方が、どれくらいの管理をすれば良いのかということ、それぞれが考えていただくということになります。売り先の要望に応じて、例えば、「生で食べるのでホコリ一つ付いてはいけない」とか、「食べる前に洗うし、茹でるので、多少のホコリは良いですよ」という場合もあると思いたす。要望に応じて、どれくらいの管理をすれば良いのかについては、それぞれのところで検討していただくということだろうと思いたす。水については、水道水を使うのであれば安全ですが、井戸水を使っているようなところがあります。この井戸水を飲用しているところは、年に数回の大腸菌のチェックをしていることになろうかと思いたすが、そうではないところについては、安全かどうか分からないことから、例えば毎年チェックをする。あるいは、水遣りのときだけに使用して、最後の野菜を洗うときには使わないようにする管理もあろうかと思いたす。ホコリについても「全然気にしない」というところから、例えば、「下は土間じゃなくしましょう」というところもあるでしょう。あるいは、「覆いをかぶって風が入って舞い上がらないようにしましょう」というふうなやり方はいくつもあると思いたす。そのうち、どれを選択すれば良いのかということを含めて検討していただければ良いのかと考えております。

○コーディネーター

ここでパネルディスカッションならびに意見交換会を終了したいと思います。

本日の議論の中では、GAPの必要性については、現在、価格に上乗せするという状況にはなっていませんけれども、安全性が認められる基準として、あるいは、消費者の安全性確保の要望に対応するために、そして生産者の自己防衛であるとか経営の効率化、自信を持って農産物をお届けできるということ。さらには、取引先に信用を得るという観点から非常に有用であるということが理解できたと思います。まだまだ、普及については、生産者にも消費者にも十分知れ渡っていませんので、行政、生産者、消費者の皆さんが共通言語となるようにそれぞれがPRに努めていきたいと思います。是非、会場の皆様も農産物の安全性の確保、品質改善などのために、GAPを広めていただくようお願いしたいというふうに思います。

本日のご参加ありがとうございました。パネリストの皆様、大変ありがとうございました。

以上を持ちまして「安全な農産物を食卓へ～GAP手法に関する意見交換会」を終了いたします。なお、お帰りの際にはアンケートを回収いたしますのでご協力をお願い申し上げます。

以 上